

事務局通信

一般社団法人鍼灸マッサージ師会事務局ニュースNo.72号

【発行】平成21年11月30日

住所 〒151-0053

東京都渋谷区代々木2-24-7 代々木
グリーンハイム210

TEL 03-3299-5276 FAX 03-3299-5275

一般社団法人 鍼灸マッサージ師会

koho-hoshinren@tulip.ocn.ne.jp

健康保険改善の要望にたいし調査報告

一般社団法人鍼灸マッサージ師会はNPO医療を考える会と共に、10月26日に渡辺浩一郎議員を衆議院議員会館へ訪問し、健康保険の改善について要望し、要望の文書を提出しました。

その時の要望に対して、渡辺議員が厚生労働省担当者などにたいして調査した報告の文書が11月6日付けにて送付されました。渡辺議員の疑義にたいする厚生労働省回答を添付します。



(10月26日渡辺議員との懇談)

年末・年始の休日おしらせ

2009年12月30日～2010年1月3日

1月は特に短期間の審査請求の処理となりますので以下の点ご注意ください。新年は1月4日から業務を開始します。

- ① 申請書は管理表と一致しているか・同意書の内容と不一致はないか確認の上、管理表の順にそろえて提出してください。
- ② 「会」のシステムご利用の方は申請書の間違いがあれば、訂正して最後にFD又はUSBなどに落として同封してください。

以上ご協力よろしく申し上げます。

健康保険問題相談会

健康保険の問題についてなんでもみなさんの疑問にお答えします。よく解らない・問題があるという方は是非参加してください。

新入会の方、事務局よりお願いした方は、必ず出席してください。

日時 12月21日 14時～16時

会場 会事務所

申込 事務局

交通傷害保険学習会

日時 12月21日 19時～21時

会場 会事務所

申込 事務局

むち打ち症など交通事故による障害の治療は、按摩マッサージ指圧師、鍼灸師の治療の効果が大きいのですが、取扱いについてよくわからず治療の機会をのがす場合をよく耳にします。

交通事故損害賠償保険による治療を取り扱えるようにしましょう。

出来るだけスムーズに、トラブルの確率を減らす。自賠責保険、任意保険を取り扱えるようにしましょう。会を通して治療費請求をすすめる事もできます。

「東京都医療助成申請書」作成の注意事項

本申請（国保、政管など）の3割負担で、東京都医療助成（80136XXX）申請書を提出される場合、受療負担額12,000円の上限額がありますので申請書作成時ご注意ください。

申請書の記入方法（申請書中央部の金額欄、はり/マッサージとも）

(例)

総医療費	12000円を超える場合、 12000円になります	134,000円
医療保険自己負担額		40,200円
保険給付額		93,800円
一部負担金相当額(1割)		12,000円
請求金額(医療助成費)	自己負担額から、12000円 を超える金額	28,200円

1. 療養費申請ソフトを使用の場合

インターネット上に最新版がありますので、「選択メニュー」から、F8キーを押して最新版にすることにより、この対応が自動的にできるようになります。

※インターネットでの修正ができない場合

一部負担金が12000円を超える場合は、面倒でも手書きで修正をお願いします。
(計算方法は下記「手書きで申請書を作成される場合」を参考にしてください。)

2. 手書きで申請書を作成する場合

計算方法を確認の上間違いのないように記入をお願いします。

総療養費 : 施術内容に応じて計算した金額（往療費も含む）
 医療保険負担額 : 総療養費 × 0.3
 保険給付額 : 総療養費 - 医療費負担額
 一部負担金相当額 : 総療養費 × 0.1（12000円を超える場合は12000円）
 請求金額（医療助成費）: 保険給付額 - 一部負担金相当額

※ 注意事項

- ・80137XXXの場合には、この上限額の適用はありません。
- ・80136XXXでも本申請の負担割合が1割の場合は、この適用はありません。
- ・今回のバージョンアップは9月に実施したバージョンアップの内容も含まれます。

以上